

に対しまして心から哀悼の意を表しまして、共に六年間総務行政の推進に取り組んでまいりました、その思いを持って今日は電波法と電気通信事業法の質疑を立法院の立場からさせていただきたいと思っております、よろしくお願い申し上げます。

今回、電波法と電気通信事業法は別々に提出をされましたが、これらの法律案、それぞれ法律案の提出経緯を拝見いたしますと、電波法は、これまででない、規制改革推進会議からいろんな求めがあつて改正に至つたような形で、電気通信事業法の改正案は、昨年八月二十一日の官房長官の発言を契機に総務省研究会の緊急提言を経て提出というような経緯を見ますと、他律的な要因によつて改正に至つているような側面がないとは言えないと思つています。

確かに、電波は有限希少な国民共有の財産であつて最大限有効に活用すべきとの観点から、平成二十九年十一月設置の電波有効利用成長戦略懇談会で、こちらの方は比較的長期にわたつて、かつ事業者ヒアリングも丁寧に行われていることが開催経緯からも見て取れます。

他方、電気通信事業法の改正に関しては、電波を活用したビジネスに関して規制を掛けようとするものですが、研究会の会議開催状況と議事要旨を拝見しても拙速の感は否めないと思つています。なぜなら、事業法改正の議論は、主としてモバイル

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

昨日朝、逝去されました自民党の島田三郎議員

ル市場の競争環境に関する研究会で行われたものと承知しておりますが、開催から僅か四回目で今回の法改正の基となった緊急提言案が示されているためです。昨年十月二十五日の日経新聞によれば、同研究会における議論も結論ありきで、証拠やデータに基づく検証が不十分との指摘があります。

本来、長期的視点から安定的に議論するのが筋ではないかと思いますが、大臣の見解を伺います。
○国務大臣（石田真敏君） 答弁の前に、お許しをいただきまして、島田三郎議員の急な御逝去について一言申し上げたいと思います。

島田三郎議員につきましては、総務委員会理事あるいは委員として御活躍をいただいてまいりました。また、長年にわたりまして地方議会議員として御活躍をされ、その経験を生かして、三年前には総務大臣政務官としても重責を果たしていただいております。誠実なお人柄をしのび、心から哀悼の意を表したいと思います。

さて、今、吉川委員からいただきました御質問でございます。

電気通信事業分野は市場環境の変化が非常に激しいことから、これまで電気通信事業法につきましては必要に応じまして随時見直しを行ってきたところでございます。

そのような中で、大手携帯電話事業者のスマー

トフォンの通信料金が総じて外国に比べて非常に高いと、あるいはまた、その推移を見ても料金が高くなる傾向が鈍い状況に、状態にございます。また、利用者保護に関する規律の整備を行った平成二十七年の電気通信事業法改正の三年後の見直しを行う必要が生じていたところでございまして、こうしたことから、昨年八月に電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証を審議会に諮問いたしました。その検討項目の一つとして、更なる携帯電話市場の競争の促進あるいは利用者保護に関する議論を行っていただいたところでございます。

その結果、本年一月、総務省の有識者会議におきまして、通信料金と端末代金の完全分離、あるいは、販売代理店に対する届出制度の導入等の制度整備を早急に行う必要がある旨の提言をいただいたところであります。

電波法につきましては、平成二十九年十一月から平成三十年八月までの間、総務省の有識者会議におきまして、二〇三〇年代のワイヤレス社会を長期的観点から展望するとともに、5GやIoTの急速な普及拡大や公共周波数の有効利用などに関する様々な課題を整理いただいた上で、これらの課題に対するための具体的な電波の有効利用方策について提言がなされました。

このように、電気通信事業法、電波法共に有識

者会議においてしっかりと御議論をいただき、その提言を踏まえて改正案を今国会に提出させていただきますのでございます。

○吉川沙織君 有識者会議の議論を経てございましたけれども、例えば電波有効利用成長戦略懇談会第十四回、平成三十年七月五日の議事要旨拝見いたしますと、よく発言をされている構成員の方によりまして、「電波利用料の見直しに四回関わってきたが、これまでで最も大きな変革ではないかと思う。」、中略をいたしまして、「規制改革推進会議の答申を受けて検討したが、これまでにない取組だった。」と発言をされていますから、今まで何回も関わってきた方ですら初めての経緯だった。

しかも、今回、料額改定は三年に一度とされているのが一年前倒しにもなっていますし、今大臣から料金について御答弁がありましたので、料金について、政府は、日本の携帯電話料金はOECD加盟国平均の二倍程度となっており、他の主要国と比べても高い水準にあるとの認識を示しておられます。実際、衆議院の総務委員会でも複数回答弁がございました。

しかし、これは通信料だけを比べたものであり、分割購入、割引などを加味した実態に近い比較ではニューヨーク、ソウルに次いで三番目であり、四番目のロンドンとも五百円程度しか差がないに

もかわらず、今お触れになった研究会等ではこうした調査結果が示されていないとの指摘が新聞によってなされています。

この点について、総務省、局長の見解を伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

総務省が昨年九月に公表をいたしました電気通信サービスに係る内外価格差調査におきまして、通信料金と端末代金の合計額についての国際比較を行っております。この結果を見ますと、東京を含む世界の主要六都市におきまして、契約数シェアが最も高い事業者の料金プランにつきまして特定の端末を購入した前提で比較を行った場合、我が国は、使用するデータ通信量にかかわらず、中程度から少し上の料金水準となっております。総務省の内外価格差調査では、これを含め複数のモデルで料金の国際比較を行い、その内容は全て公表をしております。

委員御指摘の総務省の有識者会議におきましては、モバイル市場の状況等に関する様々な資料を参考として御提示をしておりますけれども、これを網羅的なものとする膨大な量となりますので、代表的な資料に限って提示をさせていただいてるものでございます。

通信料金の国際比較につきましても、複数の国

際比較全てではなく、代表的なものとして通信料金単体での国際比較を提示したものでございます。

○吉川沙織君 衆議院の四月十八日の議論でも、局長は大体中ほどから少し上ぐらいの料金水準とおっしゃって、今も中ほどから少し上ぐらいにおっしゃいましたが、私持っている資料だと六か国の三番目なので、そのどこが中ほどから少し上に当たるのでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

絶対水準ということで申し上げますと、真ん中といましようか、平均的な水準よりも少し上ということの間違いはないかと思えます。

○吉川沙織君 六か国中三番目ということは間違いないですね。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 今までは政府が用いていたものは通信料だけだったんですが、いろいろ含めるとそうではないということが明らかにになりました。

諸外国に比べますと、我が国は、不通地域が少なく、地下においても携帯電話で通話することが可能である等、通信の質は高いと承知しております。諸外国との携帯電話料金の比較を行う際に、通信の質についても考慮に入れていく必要がある

たのではないかと思えますが、御所見を伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、昨年十月から開催しております有識者会合におきましても類似の指摘があったところでございまして、比較の基準の一つとして通信品質も考慮するという考え方は確かにあり得るといふふうに考えております。

他方、携帯電話事業者は自らの判断に基づきそれぞれの通信品質によりサービスを提供しておりますけれども、この違いを加味して客観的に料金を比較する手法というものは国際的に見ても確立をいまだしていないところでございまして、現時点において直ちに実施することは困難であるといふふうに考えております。ただし、総務省といたしましては、引き続き、適切な比較方法の在り方について、通信品質も含めて検討をまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今、局長の答弁の中で、研究会の中でもそういう議論があったと御答弁がございました。確かに、モバイル市場の競争環境に関する研究会第六回の議事要旨、平成三十一年一月十七日の、先ほど引用させていただいた方と同じ構成員の方の御発言ですが、「どうしても限られた期間、予算の中で、限られた視点での比較になってまいります。特に金額だけを比較することになっ

てしまうわけですが、ネットワークの質であったり、速度であったり、エリアであったり、そういったところも含めて、今後はもっと多面的、多角的に比較をしていく必要があると思います。」との御発言がありましたので、今後は更に多角的に検討していただければと思います。

そこで、もう一度大きな観点に戻りまして、今回、電波法と電気通信事業法の一括で両案審査になっていきますけれども、この電波法と電気通信事業法、今回の改正における政省令のそれぞれの数について伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

まず、今回の電気通信事業法の改正に関連しまして新たに政省令に委任する箇所は十か所でございます。自己の名称等を告げない勧誘の禁止の適用除外となる行為や、禁止の対象となる電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供などについて規定をする予定でございます。

次に、今回の電波法改正に関連いたしまして新たに政省令に委任する箇所は十二か所でございます。公共用無線局のうち電波利用料の徴収対象となる無線局や実験等無線局の開設及び運用に係る特例の適用対象となる範囲及び届出方法などについて規定をする予定としております。

○吉川沙織君 今は数だけお答えいただけたいけれど、電波法が十二か所なんですけれども、それぞれの法律案の関係資料を見ますと、電気通信事業法はべらっぺらです、電波法は分厚いです。この改正内容に比して、やはり政省令の数が多過ぎるのではないかという懸念を持っています。昨年の電気通信事業法改正時のような、この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は総務省令で定めるといった包括委任規定はないものの、法律案関係資料の厚さの違いの割に、事業法においては政省令に委任する事項がやはり多いという印象があります。

電波法におきましては、電波法施行規則や無線局免許手続規則、電波法施行令によって何が政省令で定められるか比較的明らかになっていると言えますが、一部やっぱり明らかでないものがありますので、それは後ほど伺いたいと思います。事業法改正の方は全会一致でございます。たとえ全会一致であったとしても、今後、競争環境を適正かつ公正に促進するために重要な事項を政省令で定めることになるかと考えられますことから、この立法府の審議の場である程度明らかにしておく必要があると考えます。

そこで、事業法の改正の趣旨を大臣に伺います。
○国務大臣（石田真敏君） 本法案の趣旨は、携

帯電話市場の競争を促進し通信料金の低廉化を実現するとともに、電気通信事業者及び販売代理店の一層の業務の適正化を確保し、更なる利用者利益の保護を図ることであります。

このため、携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離の実現、現在、大手携帯電話事業者が提供しているようないわゆる二年縛りや四年縛りなどの行き過ぎた囲い込みの是正、さらに、電気通信事業者及び販売代理店による自己の名称等を告げずに勧誘する行為等の抑止などを内容とする改正を行うものでございます。

○吉川沙織君 次に、これも改正法附則第一条に書かれています。今大臣からも御答弁ございましたとおり、通信料金と端末代金の完全分離によって料金サービスの内容が分かりやすくなり、利用者がより自由にサービスを選択できるようにすることから、今回の改正内容は公正な競争に資するものと考えておりますが、施行日はいつを想定しておられますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

本法案の施行日につきましては、改正に伴う下位法令の整備、関係者への周知等に一定期間を要することから、公布から六か月以内と規定をしております。

本法案の成立の暁には、モバイル市場の競争の

促進や更なる利用者利益の保護を早期に実現するため、下位法令の審議会への諮問、意見募集といった手続を可及的速やかに開始をし、制度の具体化を進めまして、可能な限り早期に執行することとしたいと考えております。

○吉川沙織君 今回の法改正によりまして、早期にという御答弁ございましたけれども、施行日以降は通信料金と端末代金の分離が徹底され、期間拘束など行き過ぎた囲い込みが是正されることになりません。

もつとも、本年十月一日には消費税率上げが予定されているということもあり、施行までの間に、駆け込みでキャッシュバック等の高額の端末購入補助や既存の残債免除プログラムで利用者を囲い込むような販売活動が行われる可能性は否定できないのではないのでしょうか。こうなってしまうと、利用者に混乱を与えてしまうだけでなく、改正法の趣旨にも反するおそれがあるのではないかと思いますが、局長の見解を伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

本法案の施行までの間に、改正後の法によって禁止される過度なキャッシュバックや行き過ぎた囲い込み等が委員御指摘のように駆け込み的に行われるおそれがあるという点については認識をしているところでございます。

本法案が成立した暁には、省令で定める禁止の内容について、審議会への諮問、意見招請といった手続を可及的速やかに開始をし、制度の具体化を進めたいと考えておりますが、携帯電話事業者等の関係者におきましても、本法案で措置される内容等を踏まえ、その施行を待つことなく、料金プランや販売手法の見直し等の取組を積極的に行っていたり、期待をしているところがございます。

また、総務省におきましても、携帯電話事業者に対して行政指導等を行いまして、携帯電話事業者が現行の端末購入補助に関するガイドラインを遵守すること、また携帯電話事業者や販売代理店が不適切な広告を行わないことを促すとともに、また、不適切な行為が行われていないかについてモニタリングを行ってまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 ここからは、先ほど政省令の委任事項について立法院の審議の場である程度明らかにすべきではないかと申し上げましたので、総務省のモバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言に基づいて法制化された条文について伺います。

改正法第二十七条の三第二項第一号並びに同第二号があります。これは何かと申しますと、先に申し上げた方が通信料金と端末代金の完全分離、後者が行き過ぎた期間拘束の禁止ですが、双方と

も具体的な禁止事項については総務省令で定めることとなっております。

衆議院の審議では、通信料金と端末代金の完全分離に関する禁止事項の現時点の想定として、四月十一日の本会議で大臣が端末代金の割引やキャッシュバックと答弁をされ、四月十八日は、通信サービスの継続利用を条件とする端末代金の割引、キャッシュバック、通信役務の一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引やキャッシュバックとの答弁がなされています。

では、まず、この一定期間とは具体的にどの程度を考えておられますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘のこの法案第二十七条の三第二項第一号の通信料金と端末代金の完全分離でございますけれども、省令におきまして、通信サービスの一定期間の継続利用を条件とする端末代金の割引、キャッシュバック等を禁止することを想定しておりますけれども、その具体的内容につきましては、現時点では、今後具体的なプロセスを踏んでいくこととなりますが、いずれにしても、完全分離を徹底し、モバイル市場の公正な競争を促進するために、許容される端末代金の割引、キャッシュバック等の範囲や一定期間の長さを極めて限定的なものにするということが基本的な方針であろうと

考えております。

○吉川沙織君 極めて限定的程度の程度ですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

現時点では、私どもとしてもまだ具体的な案というものをお示しできる段階にはないと考えております。

○吉川沙織君 では、少し違う観点から伺います。

次に、通信役務の契約を締結せず、端末のみ販売する場合との違いは何でしょうか。（発言する者あり）

○政府参考人（谷脇康彦君） 大変失礼をいたしました。お答え申し上げます。

今回の法改正は、端末購入を条件とする通信料金の割引等を禁止することにより通信料金と端末代金の完全分離を図るものでございまして、これに該当しない、具体的には端末単体で販売する際の端末割引までを禁止するものではございません。

○吉川沙織君 この項目、ほかに想定されているものはございますか。衆議院の本会議と委員会、端末代金の割引、キャッシュバックのお答えはあったんですが、ほかに現時点で想定されているものはありますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

現時点で具体的に想定されているものはござい

ませんけれども、実際に省令の策定作業を行っていく上でパブリックコメント等を実施してまいりますので、その結果を踏まえて、例えば追加されるものが出てくる可能性というものは否定されないというふうを考えております。

○吉川沙織君 いろいろ省令検討する段階で追加されるものも否定されることはないということがございましたけれども、これは禁止する内容について定める政省令です。

国会審議の場何が明らかでない中で、政省令に落ちていってそこで禁止項目が増えるということとは本来立法府の側からすれば余り好ましいことではないと思っておりますし、この第一号の方は有利なもの、第二号は当該契約の解除といって、有利なものも禁止するいろいろなが含まれます。でも、第二号の方は当該契約の解除と絞られているものから、この概念も第一号の方はすごい広いものですから、注意して見ていきたいと思っております。

契約の解除の方ですけども、これを不当に妨げるものとしては、四月十一日の本会議で大臣は、違約金の額、契約期間の長さ、四月十八日の委員会では、新たに定める上限を上回る高額な違約金や期間拘束の有無による著しく高い料金の差を設定することなどを禁止と繰り返し局長は答弁されておられますが、新たに定める上限を上回る高額

な違約金の、新たに定める上限の想定を教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘の違約金をどの水準までに規律を適用するのかという点につきまして、現時点で私ども具体的な案を持ち合わせておりませんが、現行に、いわゆる二年縛りの契約の場合に九千円を上回る違約金というものが課されているわけでございます。

現在、一般的な携帯電話利用者の方が携帯電話を契約される場合には、いわゆる二年契約で更新あり、二年契約で更新なし、それからそもそも二年縛りが無いもの、この三つがございますけれども、この違約金の額の彼我の差が十分な妥当性があるのかどうか、また自動更新があるものとならないものとの間の料金差というものが適正なのかどうかと、こういった点について改めて省令策定時点でパブリックコメントを実施し、国民、利用者の皆様の御意見をよく伺った上で最終的に決定をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

○吉川沙織君 もう一つ、著しく高い料金の差設定という、新たにとか著しく、これは、研究会の中でも有識者の方々からこの辺の概念はちゃんと整えるべきだなんという議論もなされてい

けれども、この著しく高い料金の差の想定を教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

この著しい高い料金差でございますけれども、これ一意に決まってくるものでは当然ないというふうに考えております。したがって、今回、緊急提言を頂戴しました有識者懇談会であったり、あるいは通常のデュープロセスであります情報通信審議会等の議論、それからパブリックコメント、こういったものを踏まえて、そういった御議論の総体として具体的な水準というものを決めていくということが適切であろうというふうに考えております。行政が一意的にこれを決めていくということではなく、公平、透明な手続をもって進めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 もう一つ伺います。

改正法第二十七条の三第一項で競争促進措置の対象となる事業者の指定について規定をさせていただきますけれども、影響が少ない割合を定める総務省令については、四月十八日の総務委員会では局長はこう答弁なさっています。「現時点においては具体的な基準は決めておりません。ただ、委員御指摘のとおり、具体的な基準を定めないということとはございません。」と答弁されていて、何を定めるか全く具体的ではありません。

立法府に対してある意味不誠実とも取れる答弁ですが、具体的な基準を定めないわけでないのであれば、他の政省令と同様、現時点の想定がある程度あつてしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、本法案では、通信料金と端末代金の完全分離等の対象につきまして、競争への影響が少ない事業者は省令で定める基準により除かれるというふうに行っているとところでございます。

具体的な基準は、繰り返しで恐縮でございますけれども、今後検討することとなりますけれども、通信料金と端末代金のそれぞれについて事業者間の競争を促進するということが一義的な目的でございますから、広く完全分離を適用するということが必要でございます。したがって、対象外となるものは極めて限定的にすべきだというふうに考えております。

こうした観点から申し上げますと、少なくとも自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する事業者、いわゆるMNOにつきましては、競争への影響が少ないと言いきることから、全てのMNOが対象になるということが申し上げられようかと思えます。

○吉川沙織君 MNOは全て対象外にはならないという答弁でしたし、今も、極めて限定的、対象外になるのは極めて限定的との答弁ありましたけれども、これは、じゃ、どこで検討するんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

完全分離等の対象となる事業者は、省令で定める基準に基づき総務大臣が指定することとなります。その具体的な基準は、本法案の成立をお認めいただいた後、総務省の審議会に諮問するほか、意見募集などを行うなどして、具体的に検討、決定をしたいと思います。

○吉川沙織君 当該措置から除外される事業者が、例えば、これから法の趣旨だと完全分離しなさいとなっているのに、そうはもしなさらなかった場合、例外が設けられた場合、公平な競争がゆがめられ、市場が混乱することにもなりかねません。

つまり、分離対象外の事業者と分離対象の事業者が混在することとなり、利用者の側から御覧いただくとかかりにくさが解消せず、適切な選択を阻害することにもなり、利用者の利益を害する可能性についてどうお考えでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今般のこの本法案におきましては、通信料金と端末代金の完全分離を図ると、この目的に照らし

まして、規制を必要最小限とするため、完全分離の対象につきましては、競争への影響が少ない事業者は省令で定める基準により除かれるとしております。

委員御指摘の具体的な点につきましては、市場シェアが小さく競争への影響が少ない事業者は、利用者を誘引するために大手事業者の料金プランとの比較が容易な分かりやすい料金プランを提示するものと期待されることから、モバイル市場全体で利用者にとって分かりやすい料金の実現につながるものというふうに考えております。

○吉川沙織君 政省令委任事項、多いんですけども、衆議院の審議を見て気になったのが、改正法第七十三条の二第一項の販売代理店への届出制度の導入です。

なぜ気になったかといいますと、本改正案では、販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、販売代理店についての事前届出制度が導入されることとなりますが、四月十八日の衆議院総務委員会では、販売代理店の運営主体にとって過度な負担を求めるものにならないようにとか、届出制度の対象となる販売代理店は数万存在すると想定をいたしております。一定の事務が発生する、また、届出の提出先が各総合通信局等であり、これは大臣の答弁でしたけれども、人員強化についても検討してまいりたいなど、一定の負担が行政側にも

事業者側にも掛かる改正項目ではないかと思えます。ただ、その届出事項については、これも四月十八日、具体的な内容については今後検討をしてまいりたいと答弁がありました。

これについて何も想定ないんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今委員御指摘の販売代理店の届出制度は、総務省が販売代理店を直接把握し業務の適正化を図るために導入するものでございます。届出の事項につきましては、本法案におきまして、まず販売代理店の名称、住所、代表者氏名、次に、取り扱う通信サービスの事業者名など、三点目として直接の委託元の名称等、さらに取り扱う通信サービスの区分、それからその他総務省令で定める事項というふうに規定をされておりまして、省令におきましては、再委託の有無などの販売代理店を把握するために必要な事項を定めることとしております。

また、委員御指摘のとおり、届出の提出先につきましては各地方総合通信局等とすることを想定をしております。

○吉川沙織君 数万、届出対象となる代理店が存在するということですが、この届出の方法についても、局長、衆議院で答弁されていて、必要書類を持参又は郵送と答弁されています。

実は、今般、この届出制度の導入に当たって、規制の事前評価書というのを平成三十一年三月二十五日、総務省総合通信基盤局は総務省の行政評価局に出しています。これ見ますと、直接的な費用の把握で、この届出制度について極めて限定的で費用は掛からないみたいなので、こういうのを規制の事前評価書として出しておられるんですけれども、これ数万の届出が施行に当たって短期間に出されるとなると、一定程度のやっぱり行政経費って掛かってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、一定の行政経費が掛かるのはおっしゃるとおりでございます。具体的には、届出をいただいた内容について私どものデータベースを構築して、その中に管理をしていくということになります。当然、その管理に当たりましては、データベースの構築、運営を外部に委託する等の経費なども掛かってまいりますし、また、届出事務を行うに際しての人員等の運用につきましても必要に応じて強化を図ることも必要になってくるかと考えております。

○吉川沙織君 今申し上げたかったのは、規制を対象とする政策評価で、これ当該原課として、今回の届出制度に当たって、本件規制の導入による

遵守費用は限定的であると書いてあるので、お金掛からないみたいなの、こういう書きぶりを取りあえず出しているんですけど、四月十八日の大臣答弁だって、例えば人員強化検討してまいりたいとか、そういうのを拝見しますと、お金掛かりませんか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

限定的であるという表現をどう捉えるかという点もあろうかと思いますが、経費は当然に掛かってくるというふうに思います。ただ、当然のことながら、厳しい財政事情の中であるべく効率的にこの届出制度というものを運用できるように知恵を出していく、あるいは人員についても効率的な配置を可能な限り行っていくということは当然に行われなければいけないことだと理解しております。

○吉川沙織君 せっかく総務省の中に行政評価局があつて、こういう規制を掛ける法律を出すときは各省が行政評価局にこういうのを出さなきゃいけないんですけど、どの法案見ても、何かその場取りあえず出しておきたいな感じで出しているような気がしたので、ちょっとお伺いしてみしました。

ここからは携帯電話市場に対する行政介入の在り方についてお伺いしていきたいと思うんですけ

れども、まず、携帯電話に係る料金規制の経緯について、経緯のみ教えていただければと思います。○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

携帯電話に関する利用者料金につきましては、平成八年までは総務大臣による認可制としていたところがございますけれども、同年十二月にこれを届出制としております。その後、平成十五年七月に携帯電話の利用者料金に関する事前規制を撤廃しているところでございます。

○吉川沙織君 認可制、届出制、その届出制も撤廃をされて、個別の事業者が決める料金について政府等が発言することは、自由経済の原則に反し、市場メカニズムを阻害するのではないかとの指摘が昨年十月十六日の日経新聞でもなされています。本改正案のような競争の促進を目的としながらも企業の営業政策に大きな影響を与える可能性もある法改正が常態化することになれば、各社の事業意欲の減退など新たな弊害の発生も懸念されますが、この点に対する大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（石田真敏君） 携帯電話市場の競争促進につきましては、昨年八月に審議会に諮問を行いました。電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の検討事項の一つとして議論をいただいておりますが、そのような中で、本年一

月に携帯電話の通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの是正等の制度整備を早急に行う必要がある旨の提言をいただきました。今国会に本法案を提出することとしたものでございまして、本法案によりまして利用者が通信料金単体で事業者を比較できるようになり、また、利用者が現在と比べて容易に事業者を変更できるようになることを通じまして、公正な競争環境が整い、MVNOや新規参入事業者を含む携帯電話事業者間の競争はより一層活発化するものと考えております。

総務省としては、引き続き、競争の状況を踏まえまして事業者間の公正な競争を促進し、低廉で分かりやすい料金サービスの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 大臣に答弁求めるところという御答弁になるんでしょうけれども、次に行きます。

ここからは、電波法の改正案の内容に関することについて伺っていききたいと思います。

電波利用料の歳入と歳出の累積差額につきましては、私、二〇〇八年、平成二十年の改正時から確認をいたしました。平成十八年度末、平成二十三年度末、平成二十七年度末、平成二十九年年度末時点のそれぞれの累積差額について局長に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

す。

委員御指摘の歳入歳出差額でございますけれども、平成十八年度末において約二百十七億円、平成二十三年度末におきまして約三百五十六億円、平成二十七年末におきまして約七百二十八億円、最新の平成二十九年度末におきまして約九百七十二億円となっております。

○吉川沙織君 私、初めて十二年前当選させていただいて、二年目の質疑で平成十八年度末の累積幾らですかと聞いたら二百十六億円で、最新の数値御答弁いただきましたら約九百七十二億円だそうです。

これ、電波法上、累積差額を電波利用共益費用に充てられるという仕組みはあるんですが、じゃ、これ使った例についてそれぞれ教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

具体的な事例としては、合計で三件ございます。まず一点目でございますけれども、平成十三年度から十六年度までの間、地上デジタル放送の開始に向けましてアナログ放送局の周波数の変更を行ったアナログ周波数変更対策に係る費用の不足分に、四年間で計約百六十六億円でございます。二点目として、平成二十一年度の補正予算におきまして、地上デジタル放送への移行支援等で約二百五十億円を計上しております。三点目が、平成二

十九年度の補正予算におきまして、5Gを始めとする次世代のモバイルシステムを用いてベンチャーや中小企業の生産性向上に貢献することを目的とした技術実証に約六億円。これを各年度の予算に計上をしたというのが実績でございます。

○吉川沙織君 今、局長から、三件事例がある、三件しか事例がない、こういう御答弁いただきました。財務省主計局が出している平成三十年版特別会計ガイドブックの百八十二ページによれば、「特定財源とは、一般に、特定の歳入に充てることとされている特定の歳入を指す。明確な定義があるわけではないが、代表的な分類を取り上げると、通例以下のようなになる。」として、電波利用料に

関しては、「三 特別会計に関する法律等で用途が特定されているもの」に分類されています。平成三十年八月に総務省がまとめた電波有効利用成長戦略懇談会報告書百五十一ページには、「電波利用料の共益費用としての性格や、特定財源としての位置付けを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。」と明記をされています。

実際に、今、最新の数値で約九百七十二億円も

の累積差額が生じている現状に鑑み、主管省たる総務省から要求があった場合にはこれに応える必要があると思うんですが、財政当局の財務省の見

解を伺います。

○政府参考人（神田真人君） お答え申し上げます。

御指摘の電波利用料の歳入歳出差額の累積につきまして、実質的に電波利用共益事務のために活用されている例があることも踏まえる必要がございますけれども、総務省から御要求がありますれば、その必要性や緊急性等について精査をいたしまして、電波利用共益事務に活用することを検討してまいりたいと存じます。

○吉川沙織君 財務省から、必要性、緊急性に依りて主管省から要求があれば検討してまいりたいという答弁でしたけれども、電波法第百三条の第二項に規定される電波利用料の累積差額を電波利用共益事務に充てることのできるかどうかの判断基準について、主管省である総務省に伺います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘の過去の歳入と歳出の差額を電波利用共益費用に充てる基準につきましては、過去の活用実績に鑑みますと、地上デジタル放送への移行支援のように、比較的短期間で緊急的に取り組むべき施策に充てることと適切だと考えております。

一方、今回の電波利用料の増額の主な要因である高速な5Gを支える光ファイバー網の整備に対

する支援等は、今年度から計画的かつ着実に執行する必要がございますので、毎年度の電波利用料の収入により賄えるようにすることが適当であると考えております。

○吉川沙織君 つまり、緊急性があつて必要性があればということでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） 御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 じゃ、電波利用料の歳入と歳出の差額を翌年の歳出に充てること、すなわち翌年の予算に反映させることは電波法の制度上可能でしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

改めて条文に則して申し上げますと、電波法百三条の第三項の規定は、電波利用料の過去の歳入と歳出の差額については、必要があると認められるときは、後年度に予算の定めるところにより、電波利用料の歳出に充てるものとしておりますので、過去の歳入歳出差額を翌年度の予算に充てることは制度上可能であると考えております。

○吉川沙織君 電波法の条文を引いて可能であると御答弁をいただきましたし、累積差額を共益事務に充てることができるかどうかというのは、緊急性、必要性、これは四月十六日の衆議院総務委員会での答弁でも、今も御答弁ありましたけど、

「5GあるいはI・O・Tを支える環境整備を急ぐ必要があるという点、まず、今回、料額改定を行った大きな契機、動機」と答弁されています。料額改定の理由と累積差額を共益費用に充てる考え方としても、「過去の事例に照らして考えますと、やはり緊急性、必要性というところを一つのメルクマールとして考えてきた」と局長御自身が答弁なさっています。

つまり、5GあるいはI・O・Tを支える環境整備に要する費用は、累積差額を充てることのできる緊急性、必要性を満たしていませんかね。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

5Gを支える光ファイバー網の整備への支援というものが、緊急性、必要性、こういった点に鑑みて、例えばその累積差額を充てるということができ得るのかどうかという点については、今後私どもも来年度概算要求に向けて検討してまいりたいと思っておりますし、また、予算編成過程での様々な議論というものがあり得るものだろうというふうな理解をしております。

○吉川沙織君 平成二十九年四月二十五日の当委員会での当時の基盤局長は、「平成二十九年予算につきましては、歳入と歳出を一致させた約六百二十億円としております。」と答弁されましたし、「今後三年間につきましては余り無線局数が大き

な変動を起こさないと考えておりまして、そういう意味では、想定がかなり今までよりもより確度が高いという想定でございます。」と私に答弁していただきました。

では、平成二十九年年度決算における単年度の差額は幾らだったんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

平成二十九年年度における電波利用料の歳入決算額と歳出決算額の差は約百五十七億円となっております。

○吉川沙織君 では、平成三十年年度決算における累積差額、これまだ出ていないかもしれませんが、見通しありますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

平成三十年年度の歳入及び歳出の決算につきましては現在集計を行っているところでございますので、その差額、歳入と歳出の差額についてお答えをすることは困難でございます。

○吉川沙織君 平成三十年度末時点の見通しは困難ということでしたが、平成二十九年年度末時点の最新の累積で約九百七十二億円、しかも、私、確度が高いと答弁いただいたんですけど、その単年度決算でも約百五十七億円差額があつた。

先ほどの答弁で、5GとかI・O・Tは緊急性、必

要件を満たすものだから、これ、今回、当該電波利用共益費用に充てること、充当することを今回もちやんと検討すべきではなかったのではないかと思いますし、検討されたと思うんですけども、検討くらいなされたのかどうかだけは伺っておきたいと思えます。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

総務省の有識者会議における報告書案の意見募集におきまして、一部の無線局免許人から、電波利用料の歳入と歳出の差額を次期の電波利用料額の算定に組み入れることを可能とすべきであるといったような意見が寄せられているところでございます。

こうした御意見も踏まえて総務省において検討を行った結果、繰り返してございますけれども、今年度の5Gを支える光ファイバー網整備支援等につきましては、継続的、計画的に取り組むことが必要であるため、毎年度の電波利用料の収入により着実に賄えるようにすることが適当というふうな結論に至ったものでございます。

○吉川沙織君 違う観点から伺います。

電波利用料、今まで歳入歳出の累積差額と、それをどうやって電波法上、利用可能とされているものに充てていくかということだったんですが、ここから用途について伺いたいと思えます。

電波利用料の用途についてはどこで規定されていますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

電波利用料の用途につきましては、電波法第百三条の二第四項各号において、限定列挙される形で明定をされているところでございます。

○吉川沙織君 電波利用料の用途については電波法で限定列挙、明定をされているということですが、本来、そしてまた若しくは、これまで一般財源で行われてきた施策が法改正のたびに電波利用料の用途として追加をされてきています。これは十一年前からずっと取り上げてまいりました。

これが無線局全体の受益になる用途の追加であれば法の趣旨にかないますが、これが国民全体の受益に資するのであれば一般財源を充てるべきではないかと思うんですが、そこで財務省と総務省に伺います。

ある行政事務が一般財源で行われるべき施策なのか、電波利用料財源で行われるべき施策なのか、明確な判断基準について、財務、総務の順にお願いします。

○政府参考人（神田真人君） お答え申し上げます。

電波利用料の具体的な用途につきましては、電波法に限定列挙する形で明確に規定されております。

す。したがって、電波利用料財源で行われるべき施策であるかどうかにつきましては、この規定に基づきまして総務省が適切に御判断されるものと承知しております。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

先ほど委員も御指摘のとおり、電波利用料は広く免許人に費用負担を求める共益費用という性格を持っております。したがって、その具体的な用途につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、あくまで電波法に限定列挙される形で使途が明確化されておりますので、この規定に合致しないものを電波利用料財源の施策として実施するということは想定がされないものと理解しております。

○吉川沙織君 法改正のたびに追加すりゃ何でもできるということになりますか。

六年前、平成二十五年五月三十日の電波法改正時に当委員会でも指摘申し上げましたが、一般の改正においても、これまで一般財源で実施された施策が、施策の拡充との名の下で電波利用料財源で行われることになりました。

そこで、電波利用料の性格について財務省と総務省に伺います。

○政府参考人（神田真人君） お答え申し上げます。

電波利用料は、電波法の規定によりまして、電波の適正な利用の確保に関し、総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務、この財源に充てるものと承知してございます。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

電波利用料は、不法無線局の監視など無線局全体の受益を直接の目的とする事務の費用に充てるため、無線局免許人に負担していただいている電波利用のための共益費用としての性格を持つているというふうに認識をしております。

○吉川沙織君 共益費用という御答弁がありましてけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、本来一般財源で行うべき施策が法改正のたびに、限定列挙ですけれども、それは法改正で、これは無線局全体の受益に資するというところで追加をすれば電波利用料で賄うことができるということになります。

ただ一方で、これが常態化をすれば、それは国の厳しい財政事情から、一般財源が電波利用料から無利子で借金しているようなもので、電波利用料の今御答弁いただいた性格から逸脱するものではないかと考えますが、財務省と総務省の見解を伺います。

○政府参考人（神田真人君） お答え申し上げます。

電波利用料の具体的な使途につきましては、先ほど申し上げたとおり、電波法に限定列挙されておりまして、この規定に基づいて適正に使われているものと承知してございます。そして、電波法では、少なくとも三年ごとに、電波利用料の規定の施行状況につきまして電波利用料の適正性の確保の観点から検討することが求められてございます。

したがって、電波利用料の使途につきましても、総務省においてその時々状況を踏まえまして必要性があると認めるときは追加されることもあると承知してございます。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

電波利用料の使途につきましては、電波利用の高度化や多様化に対応するため必要な見直しが行われてきたところでございますけれども、電波の適正な利用を確保するために不可欠な事務に要する経費を、先ほど申し上げました共益費用として無線局の免許人等に御負担いただくという制度の基本的な性格は、制度の創設以来変わっていないものと認識をしております。

今般の改正も、5Gの本格サービスの提供開始を始めとした電波利用環境の変化等を受けて、無線局免許人からのヒアリングや意見募集の実施などを含めた総務省の有識者会議における幅広い議

論の結果を踏まえ、電波の適正な利用を確保するために不可欠となってきた事務を電波利用料の使途として追加するものであり、そういった意味で制度の趣旨を超えた使途の拡大を行うものではないと承知してございます。

○吉川沙織君 初めて電波法の質疑に立たせていただいた十一年前の累積差額二百十六億円、最新は約九百七十二億円、これだけ差額が生じていて、確度が高いと答弁をいただいた平成二十九年単独の決算の差額でも百五十七億差があつて、必要のない利用料を徴収しているという評価にもなりかねないと思います。

一般財源で行う施策が電波利用料財源で行う施策か峻別する基準をきちんと整えた上で、利用料を充てるべき施策、特に防災関係に有効活用するかどうかというのを真剣に検討するべきときに来ているのではないかと承知しております。そうであれば、総務省あるいは財務省のよい財布になっていくという見方もできなくはないと思っております。ここで、今回、限定列挙に追加される項目について伺いたいと思っております。

今回、電波利用料、限定列挙される使途に二つ追加されるんですけども、その一つ、耐災害性強化支援が電波利用料の使途として追加されていきます。

四月十六日の衆議院総務委員会では、情流局長は、

「平成二十五年度の補正予算におきまして、こちらら一般財源で放送ネットワークの強靱化を支援する制度を創設しております。以来支援を継続をしております。今般、従来の一般財源による支援策を拡充し、電波利用料財源の施策として、」と答弁されていますけれども、これはどのような議論を踏まえて追加された項目でしょうか。

○政府参考人（山田真貴子君） お答え申し上げます。

総務省では、平成二十九年十一月から電波有効利用成長戦略懇談会を開催しております。その中で、民放連から、放送法で災害時において被害を軽減するために役立つ放送が義務付けられていることや、そのための経費負担について説明がございました。

このような説明等を踏まえまして、この懇談会の報告書案では、電波利用料の使途に放送事業者の耐災害性強化への支援を追加することとし、平成三十年七月に意見募集を行っております。意見募集では、放送事業者等から電波利用料の使途に放送事業者の耐災害性強化への支援を追加することに対する賛成意見がございまして、また、この使途追加への個別の反対意見というのはいまありませんでした。

こうした経過を踏まえまして、平成三十年八月

に本懇談会報告書の取りまとめを行いました。その報告書を踏まえまして、放送事業者の耐災害性強化への支援を新たに電波利用料の使途として追加することとしたものでございます。

○吉川沙織君 平成三十一年二月一日、電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会議事要旨を見てみました。構成員の方がこうおっしゃっています。「資料一の十六ページの「電波利用料の使途の見直し」について、「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援」という新たな使途は、懇談会報告書のどの部分にあるものなのか。」と。

確かに、今御答弁ありましたとおり、報告書本体百四十六ページに記述はあるんですけども、この今引用した構成員の方というのは懇談会の中でも積極的に発言されている方ですが、この方が疑問に思う程度の議論しかしていないんじゃないでしょうか。

事実、平成三十年五月十七日の第十一回の懇談会議事要旨を拝見しますと、今回の使途として追加されたもう一方の方についてはかなり議論が熱心に行われていて、これに関しては、太陽フレア等の影響から電波伝搬の定常観測は電波利用料の充当を検討していくことについて、構成員側も総務省側も発言しています。でも、今、耐災害性支援強化に関してはこの回でもほかの回でも議事要旨で見付けることできなかったんですけど、本当

に議論されたんですか。

○政府参考人（山田真貴子君） 繰り返しになりますが、懇談会の中で民放連から、一定の災害時において被害を軽減するために役立つ放送が義務付けられていること、またそのための経費負担について説明が行われたところでもございまして、こういった議論が懇談会の中でも行われているところがございます。

○吉川沙織君 平成三十年五月十七日の第十一回懇談会の資料十一の五で、民放連は、地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備、老朽化する放送用中継局の更新支援という資料とそれに付随する説明はあったことは私も見て取りました。ただ、議事要旨の中で、構成員と総務省の間でこの点に関して議論された形跡がなかったものですから、ちょっと疑問に思いました質問をしてみます。

次に、規制改革実施計画に基づいて今回電波法の改正に至ったということも承知しておりますが、それぞれの改正事項について伺いたいと思います。

特定基地局開設料関連ですけれども、本改正案では、周波数の割当てに際して、従来の比較審査項目に経済的価値を踏まえて総合的に審査することができるとされていますが、周波数オークションとの差異について端的にお伺いしたいと思います。

す。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

オークション制度は、一般に金額の競り上げを行いまして、専らその金額の多寡によって周波数の割当てを受ける者を決める制度でございます。これに對しまして、今回の電波法改正案で導入する新たな割当て制度は、金額の多寡だけではなく、カバー率ですとか、MVNO促進、安全、信頼性対策などを含めて比較審査を行う総合評価方式という特徴がございます。

○吉川沙織君 金額の多寡だけで決めるものではない、いろんなものを評価して決めるという御答弁でしたけれども、これも平成三十年五月三十一日の電波有効利用成長戦略懇談会第十二回の議事要旨拝見いたしますと、構成員の方がこうおっしゃっています。「経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要ではないかということに留まっている。」、中略をいたしまして、「割当ての都度配点を考えていくことについては合意するが、いくつかの考え方があるので、少なくとも基本的な考え方に触れたい。」と、これに對して電波部長はこうおっしゃっています。「有識者の皆さまからもご提案・ご意見をいただき、次回以降ご議論いただきたい。」でも平成三十年八月三十日の第十五回ではどうなっ

ているかといいますと、「事務局から「次回以降、議論いただきたい」とお答えいただいたが、議論しないまま現在に至っている。」となっております。

本来、懇談会で議論すべき内容を、もっと議論すべき内容を十分に議論がなされないまま懇談会報告書のまとめを急いで法制化を急いだ、本来だったら来年の提出でしたからね、急いだ側面がないとは言えないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘のこの経済的価値のウェイト付けの在り方でございますけれども、いずれにしましても、携帯電話用の周波数の割当てにおきましては、その考え方を示す開設指針につきまして、法の規定に基づき、意見募集あるいは審議会の検討を経て透明性を確保した上で定めている。これはこれまでのルールでもございますし、今後もこれを遵守していく必要があるだろうと考えております。

また、事業者から申請が行われた際には、電波法の規定に基づきまして、開設指針に基づいて行った評価案について審議会の検討を経ることとされておき、総務省としても評価結果を公表しているところがございます。

このように、経済的価値の評価額の配点比率を含め、携帯電話用周波数の割当てに当たりまして

は、恣意的な評価とならないよう、透明性、公正性を十分に確保してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 フォローアップ会合、まだ一回だけですけども、これらでの議論を通じて透明性と公正性は確保されると断言できますか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

当然のことながら、政策的な議論については透明性の確保それから公正性の確保、これが基本であるというふうに肝に銘じて運営してまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 構成員の方が貴重な御発言もなさっておりますので、是非努めていただきたいと思っております。

この特定基地局開設料は、電波利用の共益費用と位置付けられる電波利用料とは異なり、割り当てる周波数の経済的に対応したものと位置付けられます。

特定基地局開設料における収入というのは、電波利用料と同じく特定財源なんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

特定基地局開設料は、法律に用途が規定されているという意味におきましてはいわゆる特定財源に当たるといふふうに考えております。ただし、その用途につきましては、政府全体のソサエティ

一五・〇関連施策に充てられるものとなっておりまして、正確には一般財源に近いものと考えております。

○吉川沙織君 どちらなんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

制度的には特定財源に当たると考えております。

○吉川沙織君 では、今回電波法で条文上位置付けられているのは特定基地局開設料の使途だけだったものですから伺ったんですけれども、じゃ、このソサエティー五・〇の実現に資する電波利用の振興のための事務に幅広く充てられるものとされています特定基地局開設料と電波利用の振興のための事務に充てた費用の予算のこの差額、先ほどの話じゃないですけども、この差額が生じた場合、この差額は一般財源に繰り入れられることになるんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今般御審議をいただいております改正法第百三条の四におきまして、政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額をソサエティー五・〇の実現に資する施策に充てるものとするとしており、その金額の算出は予算金額によるものとしております。

予算計上に当たりましては、歳入と歳出の金額

が一致することまでは求められておらず、仮に歳入予算額と歳出予算額に乖離が生じた場合は、その差額は一般財源となるものと承知しております。ただし、政府全体のソサエティー五・〇関連施策の予算規模は特定基地局開設料収入の規模と比べて相当程度大きいと想定されることから、実際には収入の全額がソサエティー五・〇関連施策に充当されるものと考えております。

○吉川沙織君 確度が高いと答弁いただいた電波利用料の歳入と歳出も二百億近く差額が出たので、今のも、相当な額はもちろん使うこと、充当されることになると思うんですけど、これ差額が生じた場合どうなるのかとかそういうことについては、平成三十年五月十七日の第十一回議事要旨、この電波利用、これ座長がおっしゃっていることですけども、「電波利用料は一度国庫に入る形になるわけである。これがどういう形でお金が流れてどう管理されるかはまだ決まっていな」と理解してよいか。」とあって、電波部長は、「どういうやり方が最も効率的なのかをこれからよく検討していきたい。」で終わっているんですけど、どのように検討して、どんな結果になったんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

先ほど来申し上げます、懇談会におけます様々な議論を経て、その結果を受けて今般の電

波法改正法案というものになっているわけでございます。

そして、先ほど来お答えを申し上げますように、歳入歳出の乖離額につきましては、その差額は一般財源になるということでございますので、一般的な財政法の規律に基づいて処理をされるものと理解しております。

○吉川沙織君 電波利用料については、平成二十年度より、電波利用共益事務の実施状況及び支出状況が法定化されたので公表されています。しかし、特定基地局開設料については、使途については規定があるんですけど、同様の法律上の立て付けでありますか。ないと思うんですけど。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

御指摘のとおり、透明性を確保していくということは極めて重要でございます。

法律の立て付けにおいてそういったものは、委員御指摘のような点というのはないというふうに考えておりますけれども、透明性を確保するための一定の情報の公開であったり開示であったり、こうしたものについては、今後、私どもとしても考えていかなければいけないと考えております。

○吉川沙織君 今後考えていくことなんですからけれども、今回法定化された電波法第百三条の四に、今回の使途は三項目と書いてあります。こ

の三項目に該当するものかどうかって、これ誰が決めるんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

本法案におきまして、特定基地局開設料の用途については、電波を使用するネットワークの整備促進、それからそのネットワークで流通する情報の活用による付加価値の創出、さらに、社会的な課題の解決の促進に必要な施策に充てるということが規定されております。

この特定基地局開設料を財源とする個々の具体的な施策が規定に合致するか否かにつきましては、一義的には総務省において判断することとなります。

○吉川沙織君 総務省が判断するのは分かるんですけど、どのように判断するんですか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

どのように判断するかという点につきましては今後の検討ということになってまいりますけれども、ただ、具体的なメルクマールがなければ恐らくいけないのだろうというふうにも思うところがございます。

先ほどの三項目という、法律に規定されている項目をもう少し例えばブレイクダウンするだとかこうしたことも今後考えていく必要があるだろう

というふうに思っております。

○吉川沙織君 それでは、せめて電波利用料のように限定列挙して、これとこれとこれと、ある程度明確化する必要もあったのではないかなと思うんですが。

差額については一般財源に入ると言われました。じゃ、差額がもし生じてしまつて一般財源になつてしまった場合は、普通の一般財源の施策に使われるという理解でいいんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） 一般財源というふうに先ほど申し上げたわけでございまして、当然その一般財源として使われるわけでございますけれども、先ほども御答弁を申し上げましたように、今回の特定基地局開設料の金額と、それから想定される一般的なソサエティー五・〇の施策の金額の規模感というものを見ますと、後者、つまりソサエティー五・〇関連施策の規模が非常に大きいわけでございますので、基本的にはこのソサエティー五・〇関係に全て充てられるということになると考えております。

○吉川沙織君 四月十六日の委員会で大臣は、「個々の具体的な施策に関する特定基地局開設料の用途の透明性は、国会での予算案の御審議を通じて確保されるものと考えております。」と答弁なさっていますが、この該当性を予算に関連する従来作成されている資料だけで私たち判断可能な

んでしょうか、教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今後私どもでも検討してまいります必要はございますが、先ほど申し上げましたように、今回の改正法で規定しております用途の三つの項目がございしますが、これを更に具現化したものですか、こういうったものをやはり考えていく必要があるだろうと、それとの整合性、適合性というものを国会の場においても検証をさせていただくというような立て付けが想定されると考えております。

○吉川沙織君 立法院の側からもチェックできるような、そういう透明性を図っていただければうれしいと思います。

もう一つ規制改革推進会議で示された、この実施計画で示されたもので、非効率な技術を使用する公共用無線局に対する措置の在り方というのがあります。

では、例えば、アナログの同報系防災行政無線の全てがこの非効率な無線局とみなされて徴収対象になるんでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

本改正におきまして、具体的な徴収対象につきましては二つ主として項目がございしますが、使用している技術が非効率かどうか、加えて、同じ周

波数の使用を希望する者が他にいるかどうか、こういった点を勘案して、政令で定めることとしておりまして、防災行政無線を当然に徴収対象とするというものではございません。

具体的な対象につきましては、まずは電波に関する需要の動向も含めて電波の利用状況を調査をいたしまして、その結果を踏まえて慎重に検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今の御答弁ですと、今後の調査結果を踏まえなければ徴収対象の見通しは全く分からないということでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 これ、規制改革実施計画に書かれた項目ですので、総務省としても応えざるを得ない側面はあったのかと思うんですけど、せめて、この立法院の審議の段階である程度の目安、もちろん、その空いた周波数帯を使いたいところがあるとか、そういったのは今答弁でありましたけれども、もう少し具体的な目安というものがあってもよかったですのではないかと思います、ちょっと毛色を変えて、デジタルの同報系防災行政無線の最新の整備率について、数だけで結構です、最新の数値をお答えください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

す。

防災行政用同報無線の市町村単位のデジタル化整備率につきましては、平成三十年三月末現在、九百三十八市町村、整備率で五三・九％となっております。その時点におけるアナログの同報無線の無線局数は約一万五千局となっております。

○吉川沙織君 デジタルの整備率は五三・九％ということでしたが、これ、防災行政無線全体の整備率ですと、先月二十四日の災害対策特別委員会で消防庁から答弁いただきましたが、八四・一％です。もちろん、差引きすればその分がアナログというわけではありませんけれども、アナログの同報系防災行政無線もそれなりに残っているということだと思えます。

従来からの地財措置で、これは消防救急無線とは違って、防災行政無線のデジタル化というのは国の方針で決まっていますけれども、期限が切られているわけではありません。でも、今、地方財政厳しい折に、起債が有利であったとしても、やっぱり負担になるので、なかなか進んでいません。二年前、第百三条の二第四項第八号の規定、これ、実は事業が終わったのに何で削除しなかったんですかと当時の局長に伺いましたところ、「人命又は財産の保護の用に供する無線設備を広く恒久的に対象とする事業でございます。今後、このような無線設備であって、電波の能率的な利用

に資する技術の利用の推進を図るため必要があると認められる場合には支援を行っていくことも想定されるということで、」という答弁がありました。

電波利用共益事務の定義規定を維持しているということは、これこそまさに電波利用料の使途にかなうものではないかと思うんですが、御感想があれば、一言で結構です、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

防災行政無線のデジタル化につきましては、私も総務省としても推進をこれまでもしてきているところでございます。今後どのような施策を講じるべきかという点につきましては、例えば利用状況調査なども参考にしながら、どのような政策支援というものが可能なのかという点も含めて、総合的に検討をしてみたいと考えております。

○吉川沙織君 今申し上げましたのは、このアナログの同報系防災行政無線をデジタル化していくときに地方の負担が重くて、こういったことにこそ電波利用共益事務と、無線局全体の受益に資するとみなすことができるかと思えますし、その規定も電波法に明記されていて、わざわざ前回、事業が終わったのに残しているという答弁を総務省の局長からいただいています。

防災に資するような形でこそかなうのではない

かという思いで伺いましたけれども、規制改革実施計画に書かれた項目で、最後、これは衆議院でも出ていない項目ですが、調査・研究等用端末利用の迅速化に関する規定の整備のところ、今回我が国の技術基準に相当する技術基準を満たす一定の条件の下、技術を取得していなくても、新サービスの試験等について百八十日間を超えない範囲で行うことができることとされています。

実施状況を踏まえて、今は百八十日になっていきますけれども、実施してみても、これがやっぱり変えた方がいいんじゃないかということになれば見直すこともあり得るのかどうかだけお答えいただければと思います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

実験等試験局の特例を認める期間、百八十日間としておりますけれども、これは産業界等の御希望、御意向というものを伺った上で、おおむね百八十日間あれば完了するだろうというふうな見込みが立っていることから百八十日間と設定したものでございまして、制度を運用していく中で、必要があればこの期間を見直すことは当然にあり得ると考えております。

○吉川沙織君 平成三十年四月二十四日の第十回の懇談会でも指摘されていることですが、電波を出すことにより干渉を受ける側について、これも

考えていかなければいけないと思います。

実験を実施した地域で混信が発生しないからといって、それ以外の地域で多大な影響を発生しない、混信が発生しないとも限りません。この点について、混信が生じた場合どうなさるおつもりでしょうか。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

今回の特例の対象につきましては、我が国の電波環境への悪影響を回避しながらこの無線設備を用いて必要な実験などが行えるようにするという観点から総務省令でその対象を定めることとしておりますけれども、その際には、意見公募や電波監理審議会への諮問といった手続を経ることとしております。

さらに、届出によりまして無線局の使用期間や使用場所等を把握するとともに、必要に応じて立入検査や障害防止命令等を行うことを可能としておりまして、問題が生じないような制度としてきちんと運用をしてみたいと思っております。

○吉川沙織君 これは、初めての制度になりますのでしっかりと見ていかなければいけない内容のものだと思いますが、一方で、この懇談会で熱心に議論されながら本改正案に入っていない項目があります。

例えば、携帯電話等抑止装置に係る制度整備で

は、懇談会報告書百七十九ページにも、「携帯電話等抑止装置が実験試験局として認められてから二十年近くが経過し、そろそろ、電波法の中での適切な位置付けを検討すべき時期である。」とされていますが、今回の改正案に盛り込まれなかった理由があれば教えてください。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

御指摘のとおり、電波有効利用成長戦略懇談会におきまして、携帯電話等抑止装置につきましては、社会的な必要性が認識され、安定的な運用に必要な技術的知見も蓄積されていることから、実験試験局から実用局化を進めるとの考え方が示されております。抑止装置の実用局化につきましては法律事項とはならないことから、今回の法改正には盛り込まれていないとございまして。

他方、この抑止装置は無関係な第三者の携帯電話等の通信を阻害するおそれもあることから、設置条件や運用ルールに関しまして携帯電話事業者等関係者の意見を聞きながら検討を進めてきているところとございまして、総務省といたしましては、今後、抑止装置の実用局化に向けた制度整備を進めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今局長から御答弁ありましたとおり、この携帯電話等抑止装置の設置場所が社会的必要性のないところまで無制限に広がらないよう

な措置も必要だと思えます。この設置可能場所がいたずらに広がってしまいますと、それこそ社会生活に影響が出てきますので、ルールを開かれた場所で議論をして決めていただければと思います。

最後に、今回、電波法の改正の基になったのは電波有効利用成長戦略懇談会の報告書ですが、前回の電波法の改正時の基となったのは電波政策二〇二〇懇談会報告書です。二〇二〇懇談会報告書で示した二〇二〇年の社会の姿と、今回の報告書が示す二〇三〇年代の社会の姿、それぞれ書いてありますけど、この前回の二〇二〇懇談会が示した社会に今近づきつつあるとお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○政府参考人（谷脇康彦君） お答え申し上げます。

委員御指摘の報告書は、平成二十八年七月に公表されました電波政策二〇二〇懇談会の報告書でございますけれども、この中では、5Gなどによりまして、救急医療、防災・減災等、我が国の社会課題を解決するとともに、より便利で快適な社会が実現することが示されております。

これが現在、5Gの本格的なサービス提供の開始に向けて実現の方向に向かっているんだというふうにも思っておりますし、この懇談会で示された社会イメージというものを可能な限り速やかに実現できるように、総務省としても積極的に取り組

んでまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今、前回の懇談会報告書と今回の報告書の内容を照らし合わせて、総務省としての見解、お伺いしました。

私自身、社会に出ましたのが今から二十年前で、当時は、固定電話と携帯電話の契約数というのは固定電話の方がまだ上回っていました。でも、この二十間で逆転し、もう固定電話の契約数はどんどん減って行って、今はワイヤレスの社会になりつつあります。

こういったインフラをどう活用して、どう国民の生活に資するものにしていくか、利用者の保護を図っていくかという、こういうことはしっかりとやっていかなきゃいけないんですけども、ただ、その法律の制定過程の中で、政省令委任事項とか立法府の段階で明らかにしなければならぬことに関しましてはこの場でお伺いをさせていただきという立場に立って今日は質問をさせていただきました。

これからも立法府に身を置く国会人の一人として質問を重ねていければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。